

上関小・中学校の小中一貫教育にかかる Q&A

令和4年度からの小中一貫教育の体制確立に向けて、令和3年度から準備が始まっていきます。それに伴い学校生活にどのような変化が起こってくるのか、保護者の皆さまに Q&A という形でお伝えいたします。

Q1 これまでの「小中一貫教育」と何が変わるのですか？

A1 これまでは、小学校と中学校がそれぞれにあり、一緒に活動できるもの（例えば運動会などの学校行事や教員の研修等）について連携を取ってきました。これからは、別の組織ではなく小・中学校が一つの組織となり、小中学校の教職員が一体となって9年間の学びと育ちを見守っていくようになります。それに伴い、これまでよりも小学生と中学生が一緒になって行う活動が増える予定です。もちろん、発達段階に応じて活動のねらいは異なりますので、やみくもに一緒に活動をするということではなく、双方ともに効果がある部分について積極的に一緒に活動を行っていく予定です。

Q2 子どもたちの学校生活には具体的にどのような変化があるのですか？

A2 子どもたちの学校生活は、小学生と中学生の合同の活動が増えるほかは、それほど大きな変化はありません。今後、全国的に小学校高学年が教科担任制に移っていくのに伴って、中学校の教員が小学生（特に高学年）の授業を担当するということが増えていくことが考えられます。これまでも乗り入れ授業として、中学校の教員が小学校の授業に入ることがありましたが、その動きも今後拡大させていきます。また、授業以外についても、小学校、中学校の全教職員が全ての小学生、中学生を見守り育てていくということになりますので、様々な関わりが増えてくるものと思われます。

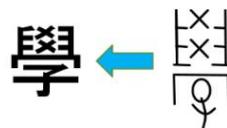
Q3 これまでの上関小学校と上関中学校の名前は変わりますか？

A3 小中一貫校というのは、いわば小中学校が一つの組織となって教育活動を行っていくことを意味します。よって、令和4年度からは小中一貫校としての名称を使用する予定です。現在、名称については検討中であり、今後、正式に決まりましたらお知らせいたします。なお、令和3年度においてはこれまで通り上関小学校、上関中学校を使用します。

「かみのせき學苑」というのは、小中一貫校の通称です。「學」には体験を大事にして交流によって学ぶという意味があり、「苑」には草花のある自然に恵まれたところという意味があります。「園」ではなく「苑」なのは、地域に開かれた学校だからです。通常は略字として「かみのせき学苑」を使用します。通称を使用するのは、特色ある義務教育を行うことをアピールする意味が含まれています。

◎「かみのせき學苑」という名称に込められた理念

かみのせき （地域）

學 ← 

苑 ←  （園）

Q4 小中一貫校として組織を1つにすることによってどんな教育効果（メリット）がありますか？

A4 9年間を一貫してめざす方向にむかって教職員が関わりますので、継続的に教育活動に取り組むことができます。また、育成したい能力、課題となる能力について一年一年の積み重ねが一層できますので、効果的な指導が期待できます。子どもたちと関わる教職員も増えたり、小学生と中学生の交流が増えたりすることで、一人ひとりが大事にされる機会、活躍できる場面も増え、自己有用感や自己肯定感が高まることも期待されます。ほかにも、地域や保護者との連携も促進されやすくなり、地域にある魅力的な教育資源（ヒト・モノ・コト）を生かしくなりやすくなります。さらに、小中学校の教員同士も協働することによってお互いに学び合うことができ、一層の資質向上につながります。

Q5 小中一貫教育は全国や県内においてどのくらいの学校で取り組まれているのですか？

A5 平成28年4月の時点で、全国で1130の中学校区で取り組まれています。実施市町村も211あり、全市町村の約12%に達しています。

山口県内でも、萩市、周南市、防府市、山陽小野田市、光市、田布施町、岩国市、和木町などが小中一貫教育を推進しています。このように、小中一貫教育を推進するところは年々増えています。

Q6 小学校と中学校の節目があることでよさ（中学校から心機一転したい子がいること、最高学年である6年生としての活躍の場があること等）もあるのではないのでしょうか？

A6 小中一貫校とすることで、小学校と中学校の段差がなめらかになりますが、小6と中1の節目を否定するわけではありません。中学校進学という節目にあたって、子どもたちが心機一転できるような機会は大切だと考えています。よって、今のところ小学校の卒業式、中学校の入学式は行っていく予定です。子どもたちにとって必要な小中の段差は残しながら、滑らかな接続をめざします。これまでのように小6と中3がリーダーとなって活躍する場合は、全体のバランスを図りながら適宜設けていく予定です。

Q7 教員が今所持している免許で、それぞれを指導できるのですか？

A7 中学校教員は、免許を持っている教科については小学校でも指導することができます。

逆に、中学校の免許を持たない小学校教員や小学校の免許を持たない中学校教員は、単独で指導することはできませんが、補助（T2）として指導することはできます。

このような場合、山口県教育委員会から「兼務」という辞令を受けて指導にあたります。

Q8 再開校する祝島小学校との関係はどのようになりますか？

A8 上関町の小中一貫教育として、町内3校のどこに在籍しても共通の理念をもって学びを保障していきます。地理的な面から一緒に活動できる機会は限られますが、それぞれの立地、規模にあった魅力ある学校づくりをすることは可能です。

1つの中学校区で教育目標、めざす子ども像を共有し、オンラインでの関わり、出前授業、教職員の情報交換を通しての子ども理解など、離れていても子どもたちの成長のために様々な取組をします。